

# 令和6年度 健康保険委員研修会資料

## ～ マイナ保険証への移行について ～



使ってみよう！  
マイナ保険証



全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

令和6年9月作成

# はじめに

現行の健康保険証の新規発行は**令和6年12月2日**で終了となり

**マイナ保険証による医療機関等の受診が基本**となります



## ● マイナ保険証のメリット ●

メリット  
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。  
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

**Q** マイナ保険証によるオンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?

**A** 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります  
他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方避けることができました。



メリット  
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。  
(本人が同意した場合のみ)



患者の声

**Q** マイナ保険証によるオンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

**A** 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。



他にも...

- ・オンラインで健康保険における資格情報を把握することで、**なりすましや保険証の不正利用を防止**
- ・特定健診や薬、医療費の情報を**マイナポータル**でいつでも閲覧可能
- ・マイナポータルからe-Taxに連携することで**確定申告が簡単に**

# 1. マイナ保険証とは

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしたものです。  
マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。

## マイナ保険証利用のための3ステップ

### 1 マイナンバーカードを取得

申請

- ・スマートフォンやパソコン
- ・証明写真機
- ・郵送



受け取り

ハガキが届きましたら  
お住いの市区町村の  
指定場所で受け取り

### 2 マイナ保険証の利用登録

保険証利用登録方法は4つ

スマホで  
簡単！



マイナポータル



受診時に  
簡単に  
できます！

医療機関等窓口のカードリーダー



セブン銀行ATM

カードを  
かざし、4桁の  
暗証番号を  
入れるだけ！



市区町村の窓口

### 3 事業主へマイナンバーを提出

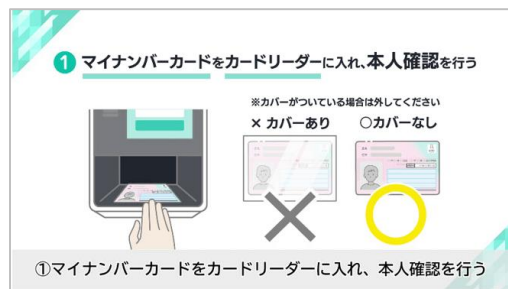
新しく従業員が加入された場合には、資格取得届にマイナンバーの記載をしたうえで  
日本年金機構へ5日以内に提出をお願いします。

(マイナンバーを事業所へ提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください)

## 2. マイナ保険証で受診する際の流れ



### 読み取り



- ・マイナンバーカードをカードリーダーに入れる
- ・カバーがついている場合は外してください

### 本人確認



- ・顔認証または暗証番号(4桁の数字)のどちらかで本人確認を行う

### 同意取得

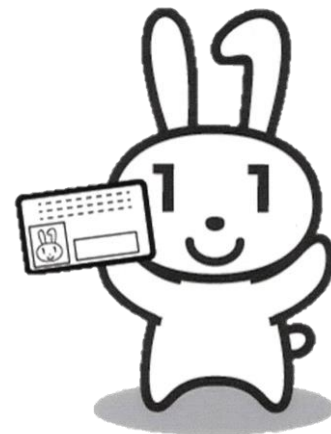


- ・医師・薬剤師に過去に受けた診療や薬剤情報、特定健診情報(40歳以上の方)を提供するか選んでください

マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です

### 3. 発行済み健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年12月2日以降は新規発行されませんが、  
現在お持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで有効となります。



#### 保険証の回収について

令和7年12月1日まで

退職等により資格喪失した場合、従来通り保険証の返納が  
必要です  
事業所様で回収にご協力をお願いいたします

令和7年12月2日以降

加入者様それぞれで自己破棄が可能です  
資格喪失にかかわらず、回収いただく必要はございません

# 4. 医療機関等の受診について

令和6年12月2日以降に医療機関等を受診する際には**4つの方法**があります

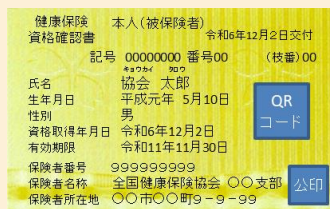
## ① マイナ保険証



## ② 現行の健康保険証



## ③ 資格確認書



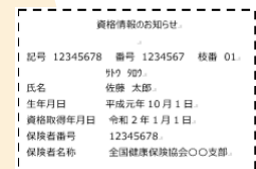
## ④ マイナ保険証 + マイナポータル or 資格情報のお知らせ



+



or



# 5.「資格確認書」について

「資格確認書」は従来の保険証と同じプラスチック製のカードで、加入情報が記載されたものです。マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードに保険証利用登録をされていない方等に保険者(協会けんぽ等)から交付されます。資格確認書を医療機関等の窓口に提示することで、これまで通りの保険診療を受けることができます。

## 【資格確認書が交付されるケース】

- ・マイナ保険証の利用登録が未登録であることが協会けんぽで確認できた場合
- ・マイナンバーカードの有効期限やマイナンバーカードの電子認証が切れたことが協会けんぽで確認できた場合
- ・マイナンバーカードを返納し、協会けんぽで返納が確認できた場合等

## 発行について

### ● 既存加入者

#### 令和7年9月頃に発行予定

※マイナ保険証の利用未登録やマイナンバーの未登録等、協会けんぽで資格確認書の発行が必要と判断した場合に事業所を経由してお送りします

発行の必要があるかのご確認をお願いします

### ● 新規の加入者

令和6年12月2日以降、**資格取得届による発行希望欄への記載に基づき**、事業所を経由して加入者に発行します

新規加入時に申請を忘れた場合・・・

マイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行します。

ただし、**相当な期間(2か月程度)**を要することから、**できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。**



# 5.「資格確認書」について

## 協会において発行する資格確認書のイメージ(参考)

### 【記載事項】

#### (表面)

- ・記号・番号    ・枝番    ・氏名(漢字・フリガナ)    ・被保険者氏名
- ・生年月日    ・本人／家族区分    ・被保険者／被扶養者    ・性別
- ・QRコード    ・資格取得日    ・交付年月日    ・有効期限
- ・保険者名称・支部名    ・保険者番号    ・保険者所在地    ・公印

#### (裏面)

- ・住所    ・備考欄    ・注意事項欄    ・臓器提供意思表示欄

### 【有効期限】

最大5年(資格確認書に記載されます)

### 【資格確認書の回収】

有効期限内にご退職や被扶養者様の異動があった場合、資格確認書は事業所へ返納してください。  
有効期限が切れた資格確認書は自己破棄も可能です。

|               |               |             |
|---------------|---------------|-------------|
| 健康保険<br>資格確認書 | 本人(被保険者)      | 令和6年12月2日交付 |
| 記号 00000000   | 番号00          | (枝番)00      |
| 氏名            | 協会 太郎         |             |
| 生年月日          | 平成元年 5月10日    |             |
| 性別            | 男             |             |
| 資格取得年月日       | 令和6年12月2日     |             |
| 有効期限          | 令和11年11月30日   |             |
| 保険者番号         | 999999999     |             |
| 保険者名称         | 全国健康保険協会 ○○支部 |             |
| 保険者所在地        | ○○市○○町9-9-99  |             |

QRコード

公印



## 6.「資格情報のお知らせ」について

「資格情報のお知らせ」は、紙製のカードで記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載されており、全加入者に対して発行されます。

以下のスケジュールで事業所様宛に送付しますので、被保険者様への配布にご協力をお願いいたします。

### 【配布スケジュール】

◆令和6年6月7日(金)時点の加入者

**令和6年9月18日(水)に事業所様宛に発送済**

◆令和6年6月10日(月)以降に加入した令和6年11月29日時点の加入者

**令和7年1月22日(水)～令和7年2月3日(月)に事業所様宛に送付予定**

◆令和6年12月2日(月)以降の加入者

**申請不要で、資格取得時に事業所様宛に送付**

### 【資格情報のお知らせ記載事項】

・記号番号枝番 ・氏名(漢字・フリガナ) ・生年月日 ・資格取得年月日 ・保険者名称 ・保険者番号

# 6.「資格情報のお知らせ」について

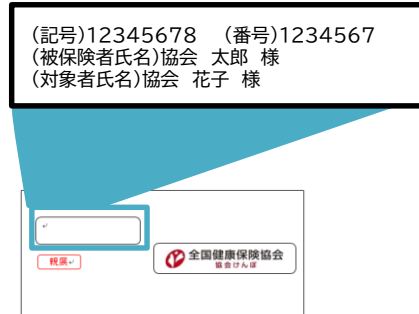
## 配布イメージ

1



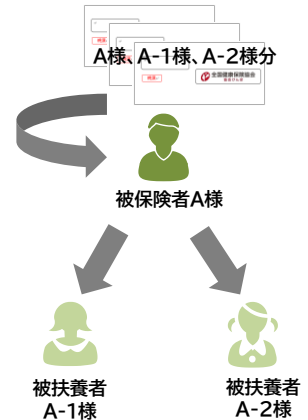
事業所様宛に送付いたします。  
被保険者、被扶養者個人ごとに封入・封緘されており、1袋最大150名様分が同封されております。

2



個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名(被保険者氏名)と封入されている方の氏名(対象者氏名)が確認することができます。

3



被扶養者様がいらっしゃる場合、基本的に被保険者様の封筒の後に続いて入っております。  
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

送付物イメージ

お問合わせ先  
00-00000000-00000000-00  
〒123-4567  
東京都〇〇区〇〇町1-2-3  
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。(令和6年〇月〇日時点)。  
なお、このお知らせのみでは変更できません。

|         |                 |    |         |      |    |
|---------|-----------------|----|---------|------|----|
| 記号      | 12345678        | 番号 | 1234567 | (枝番) | 00 |
| 氏名      | 協会 太郎           |    |         |      |    |
| フリガナ    | kaiyoi taro     |    |         |      |    |
| 生年月日    | 平成元年 10 月 1 月   |    |         |      |    |
| 預り割合    | 3割 (令和6年〇月〇日時点) |    |         |      |    |
| 資格取得年月日 | 令和2年1月1日        |    |         |      |    |
| 保険者名    | 全国健康保険協会 〇〇支部   |    |         |      |    |

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナンバーにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナンバーへのアクセスダウンロードはこちら —

マイナンバーの読み取りができない物理的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナンバーに照合し、画面下部に表示されるQRコードを読み取り、マイナンバーにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです。(12桁のうち4桁のみ表示)。万が一、表示されている4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\*\* 6825

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00  
氏名 kaiyoi taro  
生年月日 協会 太郎  
資格取得年月日 令和2年1月1日  
保険者番号 12345678  
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただけます  
(このお知らせのみでは変更できません)

## 資格情報のお知らせには、マイナンバーの下4桁が記載されております

- ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認をお願いいたします  
一致していない場合は協会けんぽまでご連絡をお願いいたします
- マイナンバーの収録ができていない加入者様には、資格情報のお知らせの配布に併せてマイナンバーの提出をお願いいたします



# 7. マイナ保険証に関するお問い合わせ先

## 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

**☎ 0570-015-369**

【問い合わせ内容】

マイナ保険証・オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書に関する内容

【受付時間】

平 日 8:30～17:15(令和6年9月2日から令和8年2月27日)

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

※加入者様等・オペレーター・通訳者の3者通話となります

## マイナンバー総合フリーダイヤル

**☎ 0120-95-0178**

【問い合わせ内容】

通知カード、個人番号カードに関することや、その他マイナンバー制度に関する内容

【受付時間】

平 日 9:30～20:00

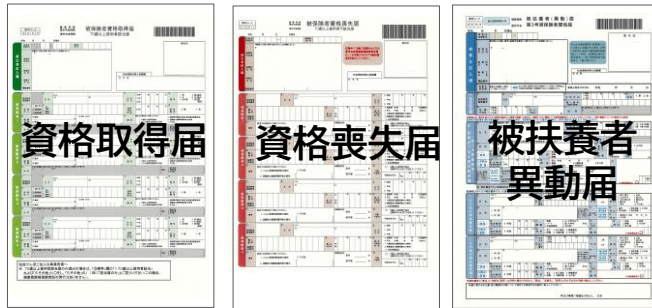
土日祝 9:30～17:30

問い合わせ内容により、電話番号が異なりますのでご注意ください



## 8. マイナ保険証の円滑な運用のために

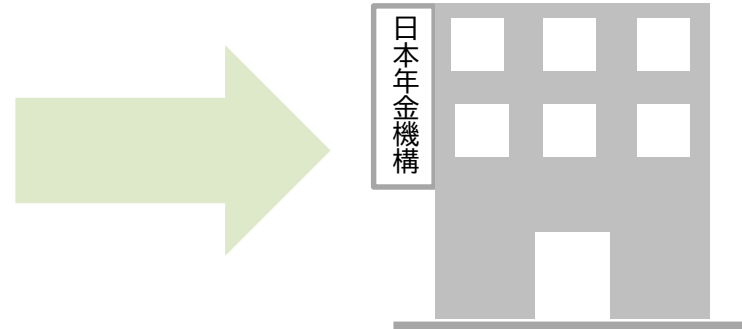
マイナ保険証を円滑に運用するには  
資格取得届・喪失届・被扶養者異動届の速やかな届出が必要です



1. 届書に記入または電子申請



3. マイナ保険証で資格情報の確認が可能



2. 日本年金機構へ届出／登録

受診日が**日本年金機構での登録日の3営業日以降**でないと、医療機関等で有効な資格情報が確認できません。そのため、登録日以前に受診された場合は医療費を全額自己負担していただくこととなります。（後日返還請求できます）



早期のお手続きにご協力をお願いいたします

---

ご清聴ありがとうございました

視聴後はアンケートの回答に  
ご協力お願いします